

臨時申告会場を設置

赤池支所と方城支所に税務関係職員が出張します

期間内に申告をお願いします

合併から昨年まで、申告の受付を福智町役場本庁舎の1箇所のみで申告受付を行っていましたが、本年度より臨時会場を赤池支所と方城支所に下記の日程で設置。税務関係職員が出張して申告の受付・相談を行います。なお、所得のない人の申告は、臨時開設期間以外でも支所で受付できます。

役場本庁まで出向かなくても各支所で申告できるようになりました。ぜひご利用ください。



■ 福智町役場 本庁 ☎ 22-7762

期間 **2月16日(水)～3月15日(火)**

時間 9時～17時

会場 1階101会議室

※本庁舎での申告期間中は、土曜・日祭りを除く毎日受付(20日間)いたしますので、よろしくお願いたします。なお、受付は1階のロビーで行いますので、手続きを終えてから申告会場にお越しください。

■ 赤池支所 ☎ 28-2004

期間 **2月22日(火)～2月24日(木)**

時間 9時～17時

会場 保健福祉係横

※赤池支所での申告期間は、3日間です。受付は1階のロビーで行いますので、手続きを終えてから申告会場にお越しください。なお、臨時会場に行けない場合は、例年どおり本庁舎でも申告ができます。



■ 方城支所 ☎ 22-0520

期間 **2月28日(月)～3月2日(水)**

時間 9時～17時

会場 保健福祉係横

※方城支所での申告期間は、3日間です。受付は1階のロビーで行いますので、手続きを終えてから申告会場にお越しください。なお、臨時会場に行けない場合は、例年どおり本庁舎でも申告ができます。



※2月14日(火)～3月15日(火)の間の「たがわ情報センター」で申告される人は、昨年と受付開始日が異なりますので、ご注意ください。

※青色申告や住宅ローン控除を初めて適用する人など、役場で受け付けできないこともあります。ご了承ください。

※昨年、農業所得の申告をされた人は、申告書の控えと収支内訳書の控えをご持参ください。

個人住民税所得割からの

住宅ローン控除

税源移譲に伴う住民税からの住宅ローン控除(経過措置)のほかに、新たに平成21年から平成25年までに入居し、所得税の住宅借入金所得税の住宅ローン控除の適用を受けた人について、所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の住民税から控除する制度が創設されました。

■ 住民税からの住宅ローン控除の対象者

▶平成21年から平成25年までに入居の人

次の①②のいずれか小さい額が住民税所得割から控除されます。

①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額

②所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じた額(上限97,500円)

▶平成11年から平成18年までに入居した人

地方税法改正により、確定申告書の添付書類や給与支払報告書(源泉徴収票)の摘要欄が整備され、「平成〇年度分市・県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が、原則不要となりました。

■ 住民税の住宅ローン控除の対象とならない主な場合

次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ①平成19年および平成20年に入居した
- ②所得税から住宅ローン控除を全額控除できる
- ③住宅ローン控除を適用しなくても所得税がかからない
- ④所得減少や他の控除により翌年度の住民税がかからない など

■ 手続き・確認事項について

▶平成22年に入居された人は、「入居初年分」として所得税の確定申告書を田川税務署(2月14日(火)～3月15日(火)の間は「たがわ情報センター」)へ提出してください。

▶それ以外で、住民税からの住宅ローン控除の適用がある人については、原則「町・県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出は不要です。ただし、源泉徴収票の摘要欄に住宅借入金等特別控除可能額と居住開始年月日などが記載されているかをご確認ください。

※記載が無い場合は、住民税からの控除を受けることができません。

所得税に係る寄附金控除適用額が引き下がりました

寄附金控除が拡充

寄附金の領収書をお忘れなく

平成22年度の税制改正で寄附金控除が拡充されました。昨年まで控除対象団体に寄附した額が5千円以下の場合、控除の対象外でしたが、本年度から2千円以上の寄附で控除の対象となります。ただし、住民税は昨年と同様に5千円以上が対象です。



住民税において、一定の限度まで所得税とあわせて控除されます。

■ 寄附金控除の対象となる団体

- ①指定寄附金(所得税法に基づき財務大臣が指定した寄附金)
- ②独立行政法人に対する寄附金
- ③地方独立行政法人に対する寄附金
- ④特殊法人等のうち所得税法に規定する特定公益増進法人に該当する法人に対する寄附金
- ⑤公益社団・財団法人に対する寄附金(所得税法に規定する特定公益増進法人で新たな公益法人制度に移行する前の法人も含む)
- ⑥学校法人に対する寄附金(学校の入学に関する寄附金は対象となりません)
- ⑦社会福祉法人に対する寄附金

- ⑧更生保護法人に対する寄附金
- ⑨認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- ⑩認定NPO法人に対する寄附金(当該法人が行う特定非営利活動にかかる事業に関連するものに限る。ただし、その寄附をした者に特別の利益がおよぶと認められるものを除く)

■ 寄附金控除の対象

2千円以上(個人住民税は5千円以上)の寄附が控除の対象になります。ただし、控除額は個人町県民税の所得割の1割が限度。寄附金控除が受けられるのは総所得金額の4割までです。

■ 手続きの方法

平成22年中に寄附を行ったかたは、次の手続きが必要です。

- ①確定申告をするかた
確定申告書に寄附金の領収書を添付して田川税務署(2月14日(火)～3月15日(火)の間は「たがわ情報センター」)か、福智町役場本庁(2月16日(水)～3月15日(火)の間)に提出してください。
- ②確定申告の必要がないかた
町県民税の寄附金税額控除申告書の提出が必要となりますので、申告書に寄附金の領収書を添えて3月15日(火)までに福智町役場税務課へ提出してください。